

(証券コード8366)
平成22年6月9日

株主の皆さまへ

大津市浜町1番38号
株式会社 **滋賀銀行**
取締役頭取 大道良夫

第123期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第123期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成22年6月24日(木曜日)午後5時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面(議決権行使書)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法(インターネット)による議決権行使の場合】

パソコンまたは携帯電話から当行の議決権行使サイト(<http://daiko-sb.gcan.jp>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載しております「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否を入力し、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、お手続きに際しましては、72頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年 6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大津市浜町 1番38号

当行本店 2階ホール

〔末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。〕

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第123期（平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第123期（平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1号議案 剰余金の処分の件
- 第 2号議案 取締役 2名選任の件
- 第 3号議案 補欠監査役 1名選任の件
- 第 4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 招集にあたっての決定事項

【議決権を複数回行使された場合の取扱い】

- (1) 電磁的方法（インターネット）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。
- (2) 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書）により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による行使内容を有効といたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主ではない代理人および同伴の方など、株主以外の方は総会にご出席いただけませんのでご注意願います。また、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面をご提出ください。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.shigagin.com>）においてお知らせさせていただきます。
 4. 当日当行役職員は、地球温暖化防止の一環として、軽装（エコスタイル）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

第123期 事業報告

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

(金融経済環境)

当年度における我が国経済は、前年度に引き続き、世界的な金融危機の影響による企業収益及び設備投資の減少に加え、雇用情勢の悪化やデフレ経済の進行等、厳しい状況で推移いたしました。海外経済の回復等により、全体として持ち直しの動きが見られたものの、所得環境の改善が進まない中、個人消費は低水準で伸び悩みました。

県内経済では、生産活動において、内外の景気対策効果から一部で堅調な動きがみられたものの、需要面の弱さから全体への広がりが鈍く、弱含みの状態が続きました。厳しい雇用情勢や所得環境のもと、消費者の節約志向は一層強まり、デフレ傾向の影響をうけた販売価格の低迷などによる企業収益の伸び悩みと、業況の先行き不透明感から、投資マインドの回復には至りませんでした。

金融面では、中小企業者や住宅資金利用者に対する金融の一層の円滑化を図ることを目的とした中小企業金融円滑化法が施行されたほか、雇用、環境、景気に関する対策を柱とする緊急経済対策が取りまとめられるなど、経済の回復に向けた施策が講じられました。

(事業の経過及び成果)

このような金融経済環境のもと、当行は、新世紀第3次長期経営計画(期間：平成19年4月～平成22年3月)で「リスク管理の高度化による企業価値の向上」をメインテーマに、「3つのC + CSR」(Consolidation：商品・サービスの向上、合理的かつ積極的なリスクテイク、Credit Risk：信用リスク管理の高度化、Cost Control：生産性の向上、CSR：環境・社会に対する取り組みの充実とコーポレートガバナンスの整備)の実践を基本戦略に定めるとともに、3つのブランド戦略を柱とする独自のレーションシップバンキングを展開し、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

「3つのブランド戦略」の展開

知恵と親切のしがぎん

<個人のお客さま向け>

お客さまの資産運用ニーズにお応えする個人特化型店舗として、昨年5月、JR南草津駅西口に「南草津パーソナル出張所」を、11月にはJR草津駅西口に「草津パーソナル出張所」をそれぞれ開設いたしました。本「パーソナル出張所」では、投資信託や保険商品など、総合的な資産運用のご相談にお応えできるよう相談専用のブースを設けております。普段、銀行窓口のご利用が難しいお客さまにもご相談いただけるよう、休日の資産運用相談を予約制で実施するとともに、暮らしに役立つ各種セミナーを、平日に加え休日も開催いたしました。具体的には、現状の投資環境や今後の相場見通し等を分かりやすく説明する「投資信託運用報告会」や「個人年金保険ご契約者セミナー」などを開催し、お客さまの投資判断に役立てていただきました。加えて、昨年8月からは「ダイレクト自動車保険」の取り扱いを開始し、保険商品の充実も図りました。

このほか、当行で年金をお受け取りいただいているお客さまを対象に、昨年4月から年金定期のお預入れ限度額を従来の100万円から500万円に増額するとともに、年金受取指定に加えて定期預金、投資信託、生命保険等を合計500万円以上保有いただいているお客さまに対し、各種特典をお付けした「『しがぎん』プレミアムサービス」の提供を開始いたしました。

一方、中小企業金融円滑化法の施行に先駆けて、昨年9月に「住宅ローンご返済サポート窓口」を、出張所・代理店を除くすべての営業店と、休日営業を実施している11カ所の「e-しがぎんプラザ」に設置し、雇用情勢の悪化等に伴う所得環境の変化により、今後に不安をお持ちのお客さまが安心してご相談いただける態勢を整備しました。

<法人・事業者のお客さま向け>

お取引先の業績伸長の一助となるべく、昨年6月に、環境に特化した2回目の「エコビジネスマッチングフェア」を開催いたしました。本フェアでは、お客さまに、具体的な商談を通じてビジネスパートナーを見つけていただくとともに、環境ビジネスの最新情報や、今後の事業展開へのヒントなどを得ていただきました。なお、当日は120社・団体の皆さまに出展いただくとともに、約2,600名の方が来場され、800件を超える商談が行われるなど各ブースは終日賑わいました。

今や、地球温暖化防止や生物多様性保全の問題は、まさに喫緊の課題であり、企業の発展において取り組みが不可欠なものとなっております。当行は「お金の流れで地球環境を守る」との気概で、「環境と経済」の両立に向け環境ビジネスを支援してまいりました。野の花（ニュービジネス）育成のサポートを目的に開催しております「サタデー起業塾」は、節目の10年目を迎え、昨年より「環境ビジネスでのニュービジネス育成」に特化して、「エコビジネスフォーラム」として発展させ、開催いたしました。環境ビジネスへの関心が従来にも増して高まる中、引き続きお客さまのビジネスチャンスの創出をサポートしてまいります。

一方、新世紀第3次長期経営計画に掲げる「成長マーケットへの戦略的進出」に向けての取り組みとして、「収益の源泉は現場にあり」との観点より、本部人員を10%削減し、京都府南部、三重県、および福井県嶺南地区における営業担当者を増員し、「現場力の強化」を図りました。既存の営業基盤を起点とした隣接県への「にじみ出し戦略」を推し進める一環として、6月に三重法人営業部を土山支店内から移設し、四日市市内に開設する予定であります。今後とも、「京阪神から東海地区に至る一つに繋がった経済圏の中心」である滋賀県の立地を活かして、積極的な営業活動を展開してまいります。

また、中小企業金融円滑化への取り組みとして、昨年12月に、専務取締役を委員長とする「金融円滑化委員会」を設置すると同時に、金融円滑化への具体的な対応策等の検討、実施を一元的に対応する部署として、審査部内に「金融円滑化推進室」を設置いたしました。

併せて、独自の内部格付情報を活用して、お客さまの課題を共有化し、問題解決を図っていく、「格付コミュニケーションサービス」の提供により、先行き予断を許さない経済環境下、お客さまの経営改善へのお手伝いや、信用リスク管理の高度化に注力しております。

加えて、営業統轄部の「法人推進グループ」に新たな専門スタッフを配置し、ビジネスマッチングによる販路拡大や売上向上、不稼動資産の売却先紹介による財務内容のスリム化・健全化、事業譲渡や業務提携などM&Aを活用した事業再生等、経営改善に向けた有効なサービスを提供するなど、お客さまに対する経営サポート態勢をより一層強化いたしました。今後も、当行が有する豊富なソリューション機能やネットワークを活用し、お客さまとの「共存共栄」を目指してまいります。

アジアに強いしがぎん

当行は近畿で唯一、海外支店を有する地方銀行として、香港支店や上海駐在員事務所を設置し、お客さまのアジアビジネスの展開を長きに亘りサポートしてまいりました。

昨年10月、平成5年の第1回以来24回目の開催となる「しがぎんアジアセミナー」では、日系企業の新たな生産拠点として注目を浴びている「タイ」をテーマに情報提供を行いました。同12月には、上海市において「上海ビジネス商談会2009」を地方銀行8行で共同開催し、製造業のお客さまを中心に、出展企業数138社、ご来場企業数約1,500社、合計2,400名のご参加をいただき、お客さまと中国企業とのビジネスマッチングをサポートいたしました。

今後とも、当行の2つの海外拠点（香港支店・上海駐在員事務所）と国際部「アジアデスク」および国内各支店のネットワークを活用して、地元企業のアジアビジネスを積極的にサポートしてまいります。

CSRのしがぎん

当行は、CSRの追求を銀行経営の要諦と位置づけ、「クリーンバンクしがぎん」をスローガンに、経営に環境を取り込んだ「環境経営」を展開しております。

昨年11月には、「豊かな生物多様性の継承と自然共生社会の構築」に向けた取り組みを「新たな挑戦」と位置づけ、生物多様性についての独自の評価体系「PLB格付BD(Biodiversity)」を新設し、運用を開始しました。当行はこれを、生物多様性の重要性について意識を高める「気付き」のツールとして、また、企業活動に積極的に環境マネジメントを取り入れるための「きっかけ」や「道しるべ」として幅広くご利用いただきたいと考えております。

また、平成15年4月から取り扱いを開始しております「しがぎんエコプラス定期」は、おかげさまで販売開始からの累計件数が160万件を超え、累計販売額は、1兆4,549億円となりました。この商品は、お客さまが当行のダイレクトチャネル(ATM・インターネットバンキング等)を利用して定期預金をお預けいただいた場合、1回のお預けごとに7円(定期預金申込用紙の紙資源消費削減分相当額)を当行が負担して積み立て、この積立金を子どもたちの環境学習の実践の場となる「学校ビオトープ」づくりの活動資金として、拠出させていただくというもので、当年度は滋賀県内の3つの小学校へ合計104万円を寄贈いたしました。これまで、お客さまとともに環境保全活動をサポートし、平成18年度以来累計で滋賀県内の13の小学校で「ビオトープ」が完成いたしました。

このような独自の「環境経営」、「環境金融」への取り組みに対して、外部から高い評価を頂戴し、「第8回日本環境経営大賞(環境経営パール大賞-第1回に次いで2回目の受賞)」、「第13回環境コミュニケーション大賞(環境報告書部門)環境金融報告特別優秀賞」を受賞する栄に浴することができました。これは、まさに地元の皆さま、お取引先さまの当行へのご理解、ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。当行は「CSR憲章」に掲げた“地域社会との共存共栄”をモットーに、環境省の認定による「エコ・ファースト企業」として環境を主軸とするCSR経営の更なる充実にグループをあげて取り組んでまいります。

以上のように、株主の皆さまと地域のお客さまのご理解とご支援を賜りながら、営業活動を行ってまいりました結果、当年度の連結経常収益は前年度比18億円増加し、966億円となりました。又、債券関係損益及び株式関係損益が大幅に改善したことから、連結経常利益は、前年度比259億円改善し88億円、連結当期純利益も同205億円改善し43億円となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりであります。なお、事業セグメントのうち銀行業が、経常収益では全体の89.3%と大半を占めております。

(単位：億円、%)

事業セグメント	銀行業	リース・投資事業	その他の事業	計	消去又は全社	合計
経常収益	863	88	50	1,001	35	966
(構成比)	(89.3)	(9.1)	(5.2)	(103.6)	(3.6)	(100.0)
経常利益	68	15	5	89	0	88

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益、経常利益を記載しております。
2. 各事業の主な内容は次のとおりです。
銀行業・・・銀行業
リース・投資事業・・・リース業及びベンチャーキャピタル事業
その他の事業・・・クレジットカード、事務代行業等
3. 消去又は全社のうち、消去は連結財務諸表で内部取引として相殺された取引にかかるものであり、全社は各セグメントに属さない取引にかかるものであります。ただし、全社に該当するものはございません。

また、当年度は、新世紀第3次長期経営計画の最終年度にあたります。本計画における目標とする経営指標の達成度は次のとおりです。

目標とする経営指標	目標(平成22年3月末)	実績(平成22年3月末)
連結ROE	5%以上	2.00%
単体OHR	60%以下	66.93%
連結自己資本比率	11%程度	12.42%
連結Tier1比率	9%以上	8.99%
CO ₂ 排出量	(2006年度比較)6%削減	33.04%削減

排出権の購入によるカーボンオフセット効果24.9%の削減を含みます。

(対処すべき課題)

4月に公表された日銀短観では、製造業を中心に企業の景況感の改善が示され、新興国向け輸出などが好調な大企業を中心に企業マインドの回復方向が裏付けられました。しかしながら、輸出の増加を契機とした大企業を中心とする景気の持ち直しは継続する可能性が高いものの、内需への依存度が高い中小企業等については、デフレ傾向の継続などを背景に、依然、不透明な状況にあります。更には、近く導入が予定されている新自己資本比率規制や国際財務報告基準への対応など、金融機関を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すことが予想されます。

このような中、当行は、次年度より始まる第4次長期経営計画(期間3年間、平成22年4月～平成25年3月)を策定し、「～NEXT STAGEへの挑戦～“対話力”強化による更なる共存共栄を目指して」を基本ビジョンといたしました。金融環境が激変するなか持続的な成長を遂げるため、計画期間を通じて滋賀県を中心とする地元を有する地方銀行ならではの“強み”を更に充実するとともに、「高い付加価値を提供できる金融サービス業」としての態勢を一層強固にして競合他行との差異化を図り、地域での存在感を高めてまいります。

第4次長期経営計画においては、お客さまとの相互理解を図るための「対話力」の更なる強化に取り組んでまいります。きめ細かい対話を通じてお客さまを一層“熟知”し、多様化するニーズを的確に把握するとともに、課題の解決や付加価値の高いサービスの提供に努めます。具体的には、「3つのブランド戦略」（お客さまの企業価値向上などを旨とする「ネットワークのしがぎん」、お客さまのアジアビジネスをサポートする「アジアに強いしがぎん」、環境経営を実践する「CSRのしがぎん」）の各分野で多面的な“知恵と親切の提供”に努めます。加えて、行内的には従来の踏襲ではない生産性の高い組織づくりに注力し、より強靱な経営体質を構築してまいります。

“熟知”を基礎とする「対話力」を強化して、時代が求める新しい価値観をお客さまと共有し、「共存共栄」の深化を図ることが当行の「NEXT STAGE」と位置づけ、全行あげて第4次長期経営計画を展開、目標達成に取り組んでまいります。

目標とする経営指標	目標(平成25年3月末)
連結Tier1比率	9.0%以上
連結ROE	3.5%以上
単体OHR	65%以下
CO ₂ 排出量	25%削減(2006年度比較)

前長期経営計画期間と同様に期間中に排出権の購入を予定しておりますが、前長期経営計画期間中に比べその寄与度が下がるため、25%の削減目標としております。

地方銀行として「お取引先の成長なくして当行の成長なし」との考えのもと、「地域社会との共存共栄」を図ることこそが究極のあるべき姿であると考え、今後とも、「ネットワーク・アジア・CSR」の“3つのブランド戦略～知恵と親切の提供～”に一層磨きをかけ、リレーションシップバンキングの実践、これを通じた企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、変わらぬご支援とご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
連結経常収益	966	1,148	948	966
連結経常利益(経常損失)	160	108	170	88
連結当期純利益(純損失)	88	35	162	43
連結純資産額	2,839	2,568	2,189	2,577
連結総資産	41,793	41,151	41,230	43,022

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
預金	35,902	35,994	36,611	37,880
定期性預金	18,507	19,518	20,326	21,193
その他	17,395	16,475	16,285	16,686
貸出金	24,813	25,589	27,183	27,215
個人向け	6,986	6,916	7,083	7,235
中小企業向け	12,592	12,446	12,462	12,242
その他	5,234	6,225	7,636	7,737
商品有価証券	10	10	11	10
有価証券	13,549	12,251	11,138	13,388
国債	3,995	3,510	3,472	4,931
その他	9,553	8,741	7,665	8,456
総資産	41,638	40,984	41,077	42,856
内国為替取扱高	222,036	223,452	214,320	191,533
外国為替取扱高	百万ドル 2,596	百万ドル 2,579	百万ドル 2,667	百万ドル 2,164
経常利益(経常損失)	百万円 14,945	百万円 10,119	百万円 18,886	百万円 6,886
当期純利益(当期純損失)	百万円 8,570	百万円 3,300	百万円 16,604	百万円 3,904
1株当たりの当期純利益 (1株当たりの当期純損失)	円 銭 32 40	円 銭 12 48	円 銭 62 86	円 銭 14 79

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末			前 年 度 末		
	銀行業	リース・投資事業	その他の事業	銀行業	リース・投資事業	その他の事業
使用人数	2,373人	23人	242人	2,315人	23人	206人

(注) 1. 使用人数は、出向者を除いた就業人員（ただし、連結会社間の出向者を含む）であります。

2. 使用人数は、海外の現地採用を含み、嘱託及び臨時雇員1,123人を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(1) 営業所数の推移

当行：

国内：本店、京都支店、大阪支店、東京支店、ほか132店（前年度末134店）

海外：香港支店（前年度末1店）

国内の営業所数には、当行の100%出資子会社である銀行代理店の営業所8店（前年度末8店）を含んでおります。また、上記のほか当年度末において海外駐在員事務所を1か所（前年度末1か所）設置しております。

(2) 当年度の当行の新設営業所

営業所名	所在地
南草津駅前支店 南草津パーソナル出張所	滋賀県草津市南草津二丁目5番地14
草津西支店 草津パーソナル出張所	滋賀県草津市西大路町1番28号

(3) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当ありません。

(4) 当行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

ロ リース・投資事業

しがぎんリース・キャピタル株式会社：大津本社、守山営業所ほか

八 その他の事業

しがぎんビジネスサービス株式会社：大津本社
 しがぎん不動産株式会社：大津本社
 しがぎんキャッシュサービス株式会社：大津本社
 滋賀保証サービス株式会社：大津本社
 しがぎんコンピュータサービス株式会社：大津本社
 株式会社しがぎん経済文化センター：大津本社
 株式会社滋賀ディーシーカード：大津本社
 株式会社しがぎんジェーシービー：大津本社

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位:百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	2,761
リ ー ス ・ 投 資 事 業	17
そ の 他 の 事 業	76
合 計	2,855

ロ 重要な設備の新設等

(単位:百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	店舗用地の購入	293
	店舗等の新設・改修	1,240
	事務機器等の購入	878
	コンピュータ(ソフトウェア)開発・購入	349
リ ー ス ・ 投 資 事 業	建物附属設備	4
	事務機器等の購入	6
	コンピュータ(ソフトウェア)開発・購入	6
そ の 他 の 事 業	事務機器等の購入	19
	コンピュータ(ソフトウェア)開発・購入	56
合 計		2,855

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
しがぎんサービス株式会社	大津市浜町1番38号	事務代行業務	昭和54年7月11日	百万円 30	100.00%	
しがぎん代理店株式会社	大津市浜町1番38号	銀行代理店業務	昭和61年8月1日	40	100.00	
しがぎん不動産株式会社	大津市浜町1番38号	不動産管理業務	昭和62年4月1日	10	100.00	
しがぎんキャッシュサービス株式会社	大津市浜町1番38号	現金精査・整理、ATM管理業務	平成5年7月9日	10	100.00	
滋賀保証サービス株式会社	大津市浜町1番38号	信用保証業務、貸出担保評価・管理業務	平成16年4月1日	60	100.00	
Shiga Preferred Capital Cayman Limited	英国領西インド諸島、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウスチャーチストリート、アグラインドハウス、私書箱309 GT	優先出資証券の発行、当行への劣後ローンの供与、その他業務	平成18年10月3日	20,600	100.00	
しがぎんコンピュータサービス株式会社	大津市浜町1番38号	事務計業	昭和52年4月1日	20	90.00 (42.50)	注4
株式会社しがぎん経済文化センター	大津市浜町1番38号	コンサルティング業務	昭和59年3月21日	10	90.00 (85.00)	注4
株式会社滋賀ディーシーカード	大津市浜町1番10号	クレジットカード業務	昭和60年4月1日	30	88.00 (43.00)	注4
しがぎんリース・キャピタル株式会社	大津市浜町4番28号	リース業務	昭和60年5月1日	31	41.96 (36.97)	注4
株式会社しがぎんジェーシービー	大津市浜町4番28号	クレジットカード業務	平成3年4月4日	30	93.33 (45.83)	注4

- (注) 1. 資本金の額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接所有割合(内書き)であります。
 4. 銀行法施行令第4条ノ2第2項に規定する子法人等であります。

[重要な業務提携の概況]

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 A C S ）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称 M I C S ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称 C N S ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

（年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
高田 紘一	取締役会長		
大道 良夫	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当		
磯部 和夫	専務取締役（代表取締役） 総合企画部担当		
森 悦雄	常務取締役 秘書室・審査部担当		
井上 泰彦	常務取締役 営業統轄部・国際部担当		
中川 浩	常務取締役 経営管理部・人事部担当		
吉田 郁雄	常務取締役 総務部・市場金融部担当		
西澤 由紀夫	常務取締役 業務統轄部・システム部担当		
田村 茂	取締役 経営管理部長		
大田 伸	取締役 監査部長		
井上 則男	取締役 本店営業部長		
高橋 祥二郎	取締役 京都支店長		
児玉 伸一	取締役 営業統轄部長		
西川 健三郎	取締役 大阪支店長		
奥 博	取締役 東京支店長		
諸頭 一	取締役 人事部長		
今井 悦夫	取締役 審査部長		
藤井 実	常勤監査役		
水谷 正道	常勤監査役		

間部恵造（在任時取締役市場金融部長）は、さざなみ不動産株式会社代表取締役社長就任のため、平成21年6月17日付で辞任しております。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
西川 甚五郎	非常勤監査役（社外監査役）	西川産業株式会社代表取締役会長 西川テックス株式会社代表取締役会長 西川リビング株式会社代表取締役会長	
安原 正	非常勤監査役（社外監査役）		

(2) 会社役員に対する報酬等

（金額単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	22人	343 (48)
会計参与		()
監査役	4人	54 (4)
執行役		()
計	26人	397 (53)

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねている場合における使用人としての報酬等の金額は132百万円（うち報酬以外の金額44百万円）であります。
3. ()内は、報酬以外の金額であります。
4. 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額は504百万円（月額42百万円）であります。
5. 上記の支給額には、当該事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額53百万円（取締役22名・48百万円、監査役2名・4百万円）を含んでおります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
西川 甚五郎	西川産業株式会社代表取締役会長 西川リビング株式会社代表取締役会長 西川テックス株式会社代表取締役会長

社外役員西川甚五郎が兼職する会社と当行の関係は次のとおりであります。

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)	取引条件及び取引条件の決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取他	40 17	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 770 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付(純額) 利息の受取他	0 30	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	783 400 25 0 0	同上
西川テックス株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付(純額) 利息の受取他	30 0	当座貸越 前受収益	30 0	同上

(注) 「取引の内容」欄の資金の貸付(純額)については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
西川 甚五郎	15年9月	取締役会へは定例取締役会12回中10回出席(出席率83%)・臨時取締役会1回中0回出席、また監査役会へは13回中11回出席(出席率84%)出席しております。	取締役会では主に長年の会社経営者としての見地から発言を行っております。また、監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
安原 正	5年9月	取締役会へは定例取締役会12回中12回出席(出席率100%)・臨時取締役会1回中0回出席、また監査役会へは13回中13回出席(出席率100%)しております。	同上

(3) 責任限定契約

氏 名	責 任 限 定 契 約 の 内 容 の 概 要
西 川 甚五郎	・ 社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、定款第38条の規定の範囲内である1,000万円又は次の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。 その在職中に銀行から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額。 銀行の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額。
安 原 正	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	2人	11 ()	

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. () 内は、報酬以外の金額であります。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 500,000千株
発行済株式の総数 265,450千株

(2) 当年度末株主数 13,498名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	13,626 千株	5.16 %
日本興亜損害保険株式会社	11,651	4.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	9,719	3.68
日本生命保険相互会社	9,475	3.58
滋賀銀行従業員持株会	6,542	2.47
株式会社みずほコーポレート銀行	6,500	2.46
明治安田生命保険相互会社	6,199	2.34
第一生命保険相互会社	5,626	2.13
中央三井信託銀行株式会社	5,521	2.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,461	2.06

(注) 第一生命保険相互会社は、平成22年4月1日付で「相互会社」から「株式会社」に組織変更しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 西村 猛 指定有限責任社員 木村 幸彦 指定有限責任社員 河津 誠司	70	会計監査人が対価を得て行なう非監査業務の内容 ・社債発行枠登録に係るコンフォート・レターの作成ならびに 社債発行に伴う引受審査回答報酬

(注) 1. 上記の監査法人に対して、当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は77百万円でありませぬ。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載してあります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針であります。

ロ 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

該当ありません。

ハ 銀行の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をした事実

該当ありません。

7 業務の適正を確保する体制

当行は、CSR（企業の社会的責任）を銀行経営の要諦と位置づけ、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を次のとおり構築してあります。また、変化する経営環境に適切に対応するため、適宜必要に応じて体制の見直しを行ってまいります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当行は、法令遵守を銀行経営の最重要課題と認識し、誠実で公正な企業活動の遂行に努めております。
なお、当行では、社外監査役を含む監査役会が取締役の職務の執行状況をチェックすることで、法令及び定款に適合することを確保しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当行は、取締役会、常務会、その他重要な諸会議の議事録やその他の経営上の重要な文書・情報の保存及び管理方法を「事務取扱要領」で定め、適切に管理しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行は、基本規程である「リスク管理規程」を定め、これに基づいて主要なリスク毎に具体的な管理体制を構築するとともに、リスク管理の統轄部署を経営管理部と定め、統合的リスク管理を行っております。
リスク管理に関する重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。
また、半期毎に取締役会で「リスク管理方針」を定め、経営環境の変化に対応しております。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当行は、取締役の職務執行を効率的に行うため、「取締役会規程」で取締役会での決議事項を明確に定め、取締役会の決定する事項の細目及び日常的な行務の決定を役付取締役で構成される常務会に委任しております。
役付取締役については、担当部室及び営業エリアを定めることで職務分担を行い、効率化を図っております。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当行は、法令遵守を銀行経営の最重要課題と認識し、法令遵守の基本規程である「法令等遵守規程」を定め、誠実で公正な企業活動の遂行に努めております。
この規程に基づき、行内横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置し、毎年度の「コンプライアンスプログラム」の起案、並びに法令等違反に関する事実の報告・相談体制を整備し、重要事項については取締役会に付議・報告する体制としております。
また、「法令等遵守規程」に基づき、「内部通報制度（コンプライアンスヘルプライン）」を整備しております。
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力が取引先となることを防止するとともに、不当な要求には応じません。

- (6) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当行は、当行グループにおける業務の適正を確保するため、当行グループを一体と考え、グループ全体が同等の水準で法令遵守やリスク管理等の内部管理体制を構築しております。
当行のグループ会社には、全て当行から業務に精通した取締役を派遣しております。また、「職制規程」において、グループ会社の統轄は総合企画部が行うことを定めております。
グループ会社の代表取締役は、全部課店長会やCSR委員会等の重要な会議に出席しております。
当行の監査役及び監査部は、グループ会社に対しても定期的に業務監査を行っております。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当行は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築いたします。なお、監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとしております。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、当行の経営状態を十分に把握し、監査役としての業務執行の実効性を確保するため、取締役会及び常務会へ出席しているほか、内部監査報告会、コンプライアンス委員会、CSR委員会、ALM委員会等の主要な会議にも出席しております。
また、監査役は代表取締役と定期的な意見交換会を開催しております。
なお、当行は、稟議書やその他の重要な報告は監査役にも回付するなど、監査役に報告するための体制を整備しております。

8 会計参与に関する事項

該当ありません。

9 その他

該当ありません。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 11社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社

しがぎん代理店株式会社

しがぎん不動産株式会社

しがぎんキャッシュサービス株式会社

滋賀保証サービス株式会社

Shiga Preferred Capital Cayman Limited

しがぎんコンピュータサービス株式会社

株式会社しがぎん経済文化センター

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

株式会社しがぎんジェーシービー

非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 4号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
会社等の名称

滋賀ベンチャー 2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 4号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 10社

1月24日 1社

連結子会社 Shiga Preferred Capital Cayman Limitedは、当連結会計年度より、決算日を1月24日に変更しております。また、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

(5) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(平成22年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	50,063	預 金	3,781,025
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	64,523	譲 渡 性 預 金	102,904
買 入 金 銭 債 権	18,122	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	309
商 品 有 価 証 券	1,046	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	16,332
金 銭 の 信 託	5,776	借 用 金	30,388
有 価 証 券	1,339,054	外 国 為 替	43
貸 出 金	2,714,367	社 債	20,000
外 国 為 替	3,669	そ の 他 負 債	39,756
そ の 他 資 産	43,341	退 職 給 付 引 当 金	11,092
有 形 固 定 資 産	59,159	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	247
建 物	14,863	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	691
土 地	40,178	利 息 返 還 損 失 引 当 金	191
建 設 仮 勘 定	58	偶 発 損 失 引 当 金	366
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	4,059	繰 延 税 金 負 債	150
無 形 固 定 資 産	4,638	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,959
ソ フ ト ウ ェ ア	4,462	負 の の れ ん	59
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	176	支 払 承 諾	30,001
繰 延 税 金 資 産	1,244	負 債 の 部 合 計	4,044,522
支 払 承 諾 見 返	30,001	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	32,735	資 本 金	33,076
投 資 損 失 引 当 金	13	資 本 剰 余 金	23,970
		利 益 剰 余 金	123,762
		自 己 株 式	916
		株 主 資 本 合 計	179,892
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	44,550
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,359
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	54,909
		少 数 株 主 持 分	22,935
		純 資 産 の 部 合 計	257,738
資 産 の 部 合 計	4,302,261	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,302,261

〔平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	33,076
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	33,076
資本剰余金	
前期末残高	23,970
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	23,970
利益剰余金	
前期末残高	120,936
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
当期純利益	4,322
土地再評価差額金の取崩	88
当期変動額合計	2,826
当期末残高	123,762
自己株式	
前期末残高	884
当期変動額	
自己株式の取得	33
自己株式の処分	1
当期変動額合計	32
当期末残高	916
株主資本合計	
前期末残高	177,098
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
当期純利益	4,322
自己株式の取得	33
自己株式の処分	1
土地再評価差額金の取崩	88
当期変動額合計	2,794
当期末残高	179,892

(単位：百万円)

科 目	金 額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	8,782
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,768
当期変動額合計	35,768
当期末残高	44,550
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	2
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1
当期変動額合計	1
当期末残高	0
土地再評価差額金	
前期末残高	10,448
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88
当期変動額合計	88
当期末残高	10,359
評価・換算差額等合計	
前期末残高	19,228
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,680
当期変動額合計	35,680
当期末残高	54,909
少数株主持分	
前期末残高	22,621
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	314
当期変動額合計	314
当期末残高	22,935
純資産合計	
前期末残高	218,948
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
当期純利益	4,322
自己株式の取得	33
自己株式の処分	1
土地再評価差額金の取崩	88
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,995
当期変動額合計	38,789
当期末残高	257,738

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(ハ) 当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,333百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(会計方針の変更)

当連結会計年度末から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は2,661百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生翌連結会計年度から損益処理することとしているため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(12) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

(借主側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、有価証券は57百万円増加、繰延税金負債は23百万円増加、その他有価証券評価差額金は34百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は101百万円増加しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）690百万円
2. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれており
ます。

また、無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は573百万円であります。なお、当連結会計年度末においてはその全額を処分せずに所有しております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,862百万円、延滞債権額は46,139百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,109百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,981百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,092百万円
あります。

なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 貸出債権証券化（以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略）により、
会計上売却処理をした貸出金元本の当連結会計年度末残高は1,541百万円あります。なお、当行はCLOの劣
後受益権52百万円を継続保有し、「貸出金」中の証書貸付に計上しております。

8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入
れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有して
おりますが、その額面金額は17,977百万円あります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	148,345百万円
その他資産（リース投資資産）	3,533百万円

担保資産に対応する債務

預金	14,376百万円
債券貸借取引受入担保金	16,332百万円
借入金	3,087百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券67,486百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は916百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、835,741百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が814,363百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

9,259百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 44,801百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,140百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。
15. 社債には、劣後特約付社債20,000百万円が含まれております。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は9,224百万円であります。
17. 1株当たりの純資産額 889円50銭

18. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細については、(リース取引関係)注記事項に記載しております。
19. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	43,644百万円
年金資産(時価)	22,642
<hr/>	
未積立退職給付債務	21,002
会計基準変更時差異の未処理額	
未認識数理計算上の差異	9,979
未認識過去勤務債務(債務の減額)	70
<hr/>	
連結貸借対照表計上額の純額	11,092
前払年金費用	
退職給付引当金	11,092

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却6,324百万円、株式等償却802百万円、株式等売却損177百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。
 なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(4カ所)	土地・建物・動産	157百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	301百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位
		ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当連結会計年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額 16円37銭

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計 年度増加株式数	当連結会計 年度減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	265,450			265,450	
合 計	265,450			265,450	
自己株式					
普通株式	1,421	60	2	1,479	(注)
合 計	1,421	60	2	1,479	

(注) 当連結会計年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当連結会計年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	792百万円	3円	平成21年3月31日	平成21年6月26日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	791百万円	3円	平成21年9月30日	平成21年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	791百万円	利益剰余金	3円	平成22年3月31日	平成22年6月28日

なお、上記については、平成22年6月25日開催の定時株主総会の議案として上程しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ（以下「当行」という）は、地域金融機関として、主として営業エリア内の企業や個人等に対する貸出金を中心とした金融サービスを行っております。そのために、地域顧客からの預金や譲渡性預金のほか、市場の状況や長短のバランスを調整して他金融機関からの借入や社債発行による資金調達を行っております。これらの大部分は円貨建の取引ですが、一部では外貨建の資金調達及び運用も行っております。外貨建の主な資金調達は顧客からの外貨預金、外貨建資金運用は貸付金や輸出入取引に伴う外国為替与信（輸入クーザンス・輸出手形買取）が主な取扱商品であります。

また、資金運用の一環として、流動性を重視しつつ安定的な収益を獲得するため、円貨建て債券を中心にした有価証券等への投資を行っております。

なお、当行では、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利益が生じることがないように、資産・負債の総合管理（以下「ALM」という。なお、ALMは、Assets Liabilities Managementの略）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として営業エリア内の企業や個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。なお、当行の国内貸出金ポートフォリオは、特定業種に係る環境変化による信用リスクの顕在化を排除すべく、業種の分散を心がけております。

有価証券は、対顧客販売目的、純投資目的、政策投資目的で保有しております。対顧客販売目的としては、国債・地方債を保有しております。純投資としては、主に国債・地方債・高格付社債を中心とした債券や投資信託を保有し、また、政策投資として株式を保有しております。これらは、金利の変動リスクや市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。また、純投資として保有している外貨建債券については、通貨スワップやレポ取引あるいはコール取引で外貨資金を調達することで、為替変動リスクを抑えた運用を行っております。

借入金及び社債は、一定の環境下で当行が市場を利用できなくなる場合など、必要な資金を確保できない、あるいは、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクに晒されております。また、一部は変動金利での借入を行っており、金利の上昇に伴う調達コストの増加により損失を被るリスクに晒されております。

当行では、顧客ニーズへの対応及び当行の資産・負債に係る市場リスクのヘッジを目的として、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引及び為替予約取引等のデリバティブ取引を利用しております。これらのうち一部の取引については、金融商品会計に関する実務指針等に準拠する行内規程類とヘッジ対応方針に基づきヘッジ会計を適用しております。

また、短期的な売買益の獲得のため、ポジション限度や損失限度額を設けたうえで、債券先物取引、債券オプション取引及び株価指数先物取引を行っております。

これらのデリバティブ取引には、金利や為替などの市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引の相手方が契約不履行に陥った場合に損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行では、業務運営上、そのリスクの大きさや範囲から信用リスクを最も重要性を持つリスクとして認識し信用リスクに関する規程や基準書等を定めるとともに、基礎的の内部格付手法に基づく格付制度を整備し、適切な信用リスク管理体制の構築を図っております。

特に、格付制度については、経営管理部が、その運用状況の検証結果を常務会等に報告するなど、適切な格付自己査定を実施する体制を整備しております。

また、個別与信管理については、「融資業務基本規程」を制定し、貸出金業務に携わる全従業員が遵守すべき考え方や行動規範を明文化するとともに、与信判断や与信管理を行う際の基本的な手続を定め、各役職員が、公共性・安全性・収益性・流動性・成長性の原則に則った与信判断を行える体制を確立しております。具体的には、企業（又は企業グループ）あるいは個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店及び審査部により行われております。

海外向け信用供与については、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等を勘案のうえ、事業年度ごとに常務会で国別の限度額を設定し、市場金融部において日次で管理しております。

有価証券等の市場性取引にあたって、金融機関向けの債券発行体の信用リスク及びデリバティブ取引や資金取引のカウンターパーティーリスクについては、半期ごとに常務会で限度額を設定し日次で管理するとともに、信用状態や市場価格の把握を市場金融部及び経営管理部で行っております。また、事業会社向け等の債券発行体の信用リスクについても、半期ごとに常務会で内部格付により限度額を設定するとともに、市場金融部が定期的に常務会等へ報告する体制としております。

市場リスクの管理

銀行の業務運営上、市場リスクは重要なリスクであり、またその性格上、迅速な対応が必要となることから、適切なリスク管理体制の構築が必要であります。

当行では、市場リスク管理の高度化及び内部管理の堅確化を図り、経営の健全性を確保する目的で市場リスク管理規程を定めるとともに、安定した収益を確保するため、半期ごとにALM計画ならびにリスク管理方針を策定し、適切なリスク管理体制の構築に努めております。

() 金利リスクの管理

金利リスクについては、銀行の業務運営上不可避に発生するものであり、預金、貸出金、有価証券等のすべての資産・負債（オフ・バランス取引を含む）について、ALMの観点より総合的に管理しております。

リスク管理方法や報告手続については、市場リスク管理規程や基準書を定め、VaR及び金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会に報告しております。

()為替リスクの管理

当行では、為替変動リスクについて、為替リスクがある持高を管理するため常務会で持高限度額を設定し、為替取引や通貨スワップなどのデリバティブ取引を用いて持高をコントロールしております。

また、取締役会でVaRによるリスク許容量を設定し、リスク量がその範囲内に収まっていることを市場金融部が日次で管理しております。

()価格変動リスクの管理

当行では、有価証券等の取引に係る価格変動リスクを厳格に管理するため、市場部門の組織をフロントオフィス（市場取引部門）、バックオフィス（事務管理部門）、ミドルオフィス（リスク管理部門）に分離しております。

有価証券等の市場性取引については、取締役会で策定されたALM計画及びリスク管理方針に基づき、全行的なリスクとリターンを勘案したうえで、市場部門で業務運営計画を策定しております。

投資にあたっては、上記の方針及び計画に基づき、ポジション額や損益のほか、VaRやBPVを算出し把握するとともに、定められたリスク許容額の遵守状況を、市場金融部及び経営管理部において日次で管理しております。なお、ポジション額、損益、リスク量の状況については、市場金融部が日次で経営陣、リスク統轄部署である経営管理部に報告、また、ポジションや損益等の運用状況は取締役会に月次で報告しております。

()デリバティブ取引の管理

デリバティブ取引については、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。なお、当行のデリバティブ取引の大半はヘッジ目的であるため、市場リスクについては、デリバティブ取引と保有する資産・負債のリスクが相殺されるように管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません（注2）参照。また、重要性が乏しい金融商品は記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) コールローン及び買入手形	64,523	64,523	
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	3,768	3,768	
其他有価証券	1,331,935	1,331,935	
(3) 貸出金	2,714,367	- - - - -	- - - - -
貸倒引当金（ 1 ）	31,183	- - - - -	- - - - -
	2,683,184	2,698,166	14,982
資 産 計	4,083,412	4,098,394	14,982
(1) 預金	3,781,025	3,786,596	5,571
(2) 譲渡性預金	102,904	102,948	43
(3) 借入金	30,388	30,672	284
(4) 社債	20,000	20,391	391
負 債 計	3,934,318	3,940,609	6,290
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,947	4,947	
ヘッジ会計が適用されているもの	(32)	(32)	
デリバティブ取引計	4,914	4,914	

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年未満）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

有価証券のうち、市場価格のあるものについては、市場価格によっております。ただし、変動利付国債については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価とし連結貸借対照表に計上しております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は5,387百万円増加、「繰延税金資産」は2,178百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,209百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、当行における合理的な見積りが困難なため、証券会社等から入手した価額を使用しております。その算定に使用されたモデル、価格決定変数は以下のとおりであります。

モデルの概要

固定利付国債の価額に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来のキャッシュ・フローを想定し算出した現在価値。

価格決定変数

割引短期国債、10年国債、20年国債及び30年国債の利回り及び価額を使用。スワップションのボラティリティ期間は1カ月から10年、スワップ期間は1年から10年を使用。

また、市場価格のないものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、約定期間が短期間(1年未満)のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間(1年以上)のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に信用リスクプレミアム及び流動性リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、一部の貸出金(消費者ローン等)については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、ならびに、(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金ならびに譲渡性預金のうち、預入期間が短期間（1年未満）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。預入期間が長期間（1年以上）のものについては、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預金を受け入れる際に使用する金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（1年未満）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

約定期間が長期間（1年以上）のものうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、期間に基づく区分ごとに、インターバンク市場における金利に当行の信用リスクプレミアムを調整した金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、連結子法人等の借入金については、約定に基づく元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券(その他有価証券)」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(1)(2)	3,349
合 計	3,349

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 当連結会計年度において、非上場株式について14百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールローン及び買入手形	64,523					
有価証券(その他有価証券のうち満期があるもの)(1)	112,191	268,389	213,365	140,804	353,183	99,865
貸出金(2)	839,167	545,391	330,674	208,347	218,776	493,616
合 計	1,015,882	813,780	544,040	349,152	571,960	593,482

(1) 有価証券のうち、満期保有目的の債券はありません。

(2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等50,001百万円、期間の定めのないもの28,391百万円は上記に含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金()	3,180,021	567,839	33,164			
譲渡性預金	102,904					
借入金	5,075	3,985	1,301	25	20,000	
社債					20,000	
合 計	3,288,002	571,824	34,466	25	40,000	

() 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」並びに「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	170

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	118,147	60,233	57,913
	債券	829,203	815,653	13,550
	国債	416,173	409,806	6,367
	地方債	157,903	154,515	3,388
	社債	255,125	251,331	3,794
	その他	85,829	84,915	914
	小計	1,033,180	960,801	72,378
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	5,047	6,048	1,001
	債券	180,439	181,209	769
	国債	77,020	77,268	248
	地方債	65,273	65,613	340
	社債	38,146	38,327	181
	その他	119,309	121,961	2,652
	小計	304,797	309,220	4,422
	合計	1,337,977	1,270,021	67,955

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9,505	2,730	177
債券	139,924	3,828	104
国債	43,595	895	
地方債	81,660	2,682	
社債	14,667	251	104
その他	61,061	1,018	763
合計	210,490	7,577	1,045

6. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、788百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込みがないと認められる場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	4,880	11

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	895	900	4		4

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

(リース取引関係)

貸主側

リース投資資産の内訳

リース料債権部分	16,954百万円
見積残存価格部分	788百万円
受取利息相当額	3,415百万円

リース投資資産 14,327百万円

リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

リース債権

1年以内	4百万円
1年超2年以内	3百万円
2年超3年以内	1百万円
3年超4年以内	0百万円
4年超5年以内	0百万円
5年超	百万円

リース投資資産

1年以内	5,284百万円
1年超2年以内	4,464百万円
2年超3年以内	3,458百万円
3年超4年以内	2,289百万円
4年超5年以内	1,086百万円
5年超	369百万円

リース取引開始日がリース会計基準適用開始日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における固定資産の帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法を定額法によっております。このため、リース取引開始日に遡及して利息法を適用した場合に比べ、税金等調整前当期純利益が970百万円多く計上されております。

借主側

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) 取得価額相当額	有形固定資産	46百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	46百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	有形固定資産	33百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	33百万円

(3) 減損損失累計額相当額	有形固定資産	百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	百万円

(4) 年度末残高相当額	有形固定資産	12百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	12百万円

(5) 未経過リース料年度末残高相当額	1年内	5百万円
	1年超	6百万円
	合 計	12百万円

(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定年度末残高	百万円
(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	6百万円
リース資産減損勘定の取崩額	百万円
減価償却費相当額	6百万円
減損損失	百万円

(8) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

第123期末（平成22年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	50,010	預金	3,788,065
現金	35,800	当座預金	120,178
預金	14,209	普通預金	1,427,593
口座預金	64,523	貯蓄預金	29,022
一入金	18,122	通知預金	13,440
商品有価証券	1,046	定期預金	2,119,373
商品	1,005	その他預金	13
品	40	譲渡性預金	78,443
地の方信託	5,776	一渡ルマ預金	102,904
の証	1,338,875	債券借入	309
債権	493,194	借入金	16,332
債権	223,177	借入金	40,600
債権	293,238	外債	40,600
証券	125,839	外国債	43
証券	203,425	未払外債	38
証券	2,721,592	未払外債	5
形付付越替	17,627	未払法人税	20,000
付付越替	156,562	未払法人税	31,269
越替	2,190,386	未払費用	180
替	357,015	未払費用	10,594
預け替	3,669	従業員預り金	2,056
替	3,128	給付補てん備	1,917
預為替	58	金の融派生の商負	0
為替	482	退職給付引当金	2,288
資産	19,495	退職給付引当金	14,232
費用	22	退職給付引当金	11,010
収入	5,147	睡眠預金引当金	237
収入	7,145	偶発延税引当金	691
収入	7,179	繰上延税引当金	366
収入	58,631	再評価に係る繰上延税金負	150
建物	14,596	支債の部	10,959
建物	40,056	負債の部	30,001
勘定資産	58	負債の部	4,052,943
固定資産	3,919	(純資産の部)	
固定資産	4,522	資本	33,076
固定資産	4,353	資本	23,950
固定資産	169	資本	23,942
固定資産	30,001	利益	7
固定資産	30,560	利益	121,745
固定資産	13	利益	9,134
		利益	112,610
		利益	307
		利益	109,893
		利益	2,409
		利益	916
		利益	177,855
		利益	44,536
		利益	0
		利益	10,359
		利益	54,895
		利益	232,751
資産の部合計	4,285,694	純資産の部合計	232,751
		負債及び純資産の部合計	4,285,694

第123期 平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
前期末残高	33,076
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	33,076
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	23,942
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	23,942
その他資本剰余金	
前期末残高	7
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	7
資本剰余金合計	
前期末残高	23,950
当期変動額	
自己株式の処分	0
当期変動額合計	0
当期末残高	23,950
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	9,134
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	9,134
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
前期末残高	307
当期変動額	
当期変動額合計	
当期末残高	307

(単位：百万円)

科 目	金 額
別途積立金	
前期末残高	125,532
当期変動額	
別途積立金の取崩	15,638
当期変動額合計	15,638
当期末残高	109,893
繰越利益剰余金	
前期末残高	15,638
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
別途積立金の取崩	15,638
当期純利益	3,904
土地再評価差額金の取崩	88
当期変動額合計	18,047
当期末残高	2,409
利益剰余金合計	
前期末残高	119,336
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
別途積立金の取崩	
当期純利益	3,904
土地再評価差額金の取崩	88
当期変動額合計	2,409
当期末残高	121,745
自己株式	
前期末残高	884
当期変動額	
自己株式の取得	33
自己株式の処分	1
当期変動額合計	32
当期末残高	916
株主資本合計	
前期末残高	175,478
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
当期純利益	3,904
自己株式の取得	33
自己株式の処分	1
土地再評価差額金の取崩	88
当期変動額合計	2,376
当期末残高	177,855

(単位：百万円)

科 目	金 額
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	8,779
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,757
当期変動額合計	35,757
当期末残高	44,536
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	2
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1
当期変動額合計	1
当期末残高	0
土地再評価差額金	
前期末残高	10,448
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88
当期変動額合計	88
当期末残高	10,359
評価・換算差額等合計	
前期末残高	19,225
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,670
当期変動額合計	35,670
当期末残高	54,895
純資産合計	
前期末残高	194,703
当期変動額	
剰余金の配当	1,584
当期純利益	3,904
自己株式の取得	33
自己株式の処分	1
土地再評価差額金の取崩	88
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	35,670
当期変動額合計	38,047
当期末残高	232,751

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は30,333百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 of 翌事業年度から損益処理

(会計方針の変更)

当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。

これにより、従来の方法に比べ、未認識数理計算上の差異は2,661百万円増加しておりますが、未認識数理計算上の差異は発生 of 翌事業年度から損益処理することとしているため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(金融商品に関する会計基準)

当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、有価証券は57百万円増加、繰延税金負債は23百万円増加、その他有価証券評価差額金は34百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は101百万円増加しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式(及び出資)総額 2,010百万円
2. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「社債」に1百万円含まれております。
また、無担保の消費貸借契約により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は573百万円であります。なお、当事業年度末においてはその全額を処分せず
に所有しております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,830百万円、延滞債権額は46,050百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は2,103百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,865百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,849百万円
あります。
なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、
会計上売却処理をした貸出金元本の当事業年度末残高は1,541百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受
益権52百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

8. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は17,977百万円であります。

9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 148,345百万円

担保資産に対応する債務

預金 14,376百万円

債券貸借取引受入担保金 16,332百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券67,486百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は910百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、795,272百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が773,894百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,259百万円

12. 有形固定資産の減価償却累計額 43,621百万円
13. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,140百万円
14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,600百万円が含まれております。
15. 社債には、劣後特約付社債20,000百万円が含まれております。
16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は9,224百万円であります。
17. 1株当たりの純資産額 881円73銭
18. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、自動車及び電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(1) 取得価額相当額	有形固定資産	573百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	573百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(2) 減価償却累計額相当額	有形固定資産	489百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	489百万円

(3) 減損損失累計額相当額	有形固定資産	百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	百万円

(4) 期末残高相当額	有形固定資産	84百万円
	無形固定資産	百万円
	そ の 他	百万円
	合 計	84百万円

(5) 未経過リース料期末残高相当額	1 年 内	39百万円
	1 年 超	45百万円
	合 計	84百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。

(6) リース資産減損勘定の期末残高	百万円
(7) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失	
支払リース料	86百万円
リース資産減損勘定の取崩額	百万円
減価償却費相当額	86百万円
減損損失	百万円
(8) 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
19. 関係会社に対する金銭債権総額	9,502百万円
20. 関係会社に対する金銭債務総額	27,872百万円

(損益計算書関係)

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地 域	主な用途	種 類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(4カ所)	土地・建物・動産	157百万円
滋賀県外	営業用資産(1カ所)	土地・建物・動産	301百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位
		ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

2. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	178百万円
役務取引等に係る収益総額	124百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	55百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	619百万円
役務取引等に係る費用総額	788百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,867百万円

3. 関連当事者との取引

子会社

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	取引条件及び 取引条件の決定方針
株式会社 滋賀ディーシー カード	所有 45.00% [88.00%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取 保証料の支払	266 39 24 223	証書貸付 当座貸越 未収収益 未払費用 前受収益	700 1,256 2 19 2	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
株式会社 しがぎん ジェーシービー	所有 47.50% [93.33%]	資金の貸付(純額) 利息の受取 手数料等の受取	196 22 20	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益 未払費用	445 690 6 4 0	同上
しがぎん リース・ キャピタル 株式会社	所有 4.98% [41.96%]	社債の引受(純額) 利息の受取 手数料等の受取 リース料の支払他	200 115 5 104	証書貸付 未収収益 前受収益 未払費用	6,400 1 31 0	同上
Shiga Preferred Capital Cayman Limited	所有 100.00%	利息の支払	607	借入金 未払費用	20,600 111	同社からの資金の借入については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

- (注) 1. 「議決権等の所有割合」欄の[]内は、子会社による間接所有割合を含む所有割合であります。
 2. 「取引の内容」欄の資金の貸付(純額)及び社債の引受(純額)ならびに支払保証(純額)については、当期末残高と前期末残高の純増減額を記載しております。以下、本項において同様であります。

役員及びその近親者

氏名	議決権等の被所有割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	取引条件及び 取引条件の 決定方針
藤田喜久		資金の貸付 (純額) 利息の受取	0 0	証書貸付 未収収益	29 0	同人に対する証書貸付の金利は、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

役員及びその近親者が他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合の当該会社等

会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	取引条件及び 取引条件の 決定方針
西川産業株式会社	被所有 0.04%	資金の貸付 (純額) 利息の受取他	40 17	証書貸付 当座貸越 未収収益 前受収益	500 770 0 0	同社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
西川リビング株式会社	被所有 0.36%	資金の貸付 (純額) 利息の受取他	0 30	証書貸付 当座貸越 支払承諾見返 未収収益 前受収益	783 400 25 0 0	同上

4. 1株当たり当期純利益金額

14円79銭

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,421	60	2	1,479	(注)
合計	1,421	60	2	1,479	

(注) 当事業年度中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当事業年度中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成22年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	170

2. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年3月31日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,361
関連法人等株式	
合 計	1,361

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成22年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	118,004	60,166	57,838
	債券	829,203	815,653	13,550
	国債	416,173	409,806	6,367
	地方債	157,903	154,515	3,388
	社債	255,125	251,331	3,794
	その他	85,829	84,915	914
	小計	1,033,037	960,734	72,303
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	5,046	6,047	1,000
	債券	180,406	181,176	769
	国債	77,020	77,268	248
	地方債	65,273	65,613	340
	社債	38,112	38,294	181
	その他	119,268	121,920	2,652
	小計	304,721	309,144	4,422
	合計	1,337,759	1,269,878	67,880

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	2,027
合 計	2,027

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	9,491	2,724	173
債券	139,924	3,828	104
国債	43,595	895	
地方債	81,660	2,682	
社債	14,667	251	104
その他	61,061	1,018	763
合計	210,477	7,572	1,041

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、788百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、事業年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上下落した場合で過去の時価の推移ならびに当該発行会社の業績・信用リスク等を勘案して時価が回復する見込みがないと認められる場合であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,880	11

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成22年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成22年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	895	900	4		4

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	18,552百万円
有価証券評価損否認	7,200
退職給付引当金損金算入限度額超過額	6,823
減価償却費損金算入限度額超過額	1,369
未払事業税否認	45
繰越欠損金	946
その他	2,796
繰延税金資産小計	37,733
評価性引当額	14,336
繰延税金資産合計	23,397
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	208
その他有価証券評価差額金	23,339
繰延税金負債合計	23,548
繰延税金負債の純額	150

独立監査人の監査報告書

平成22年5月10日

株式会社 滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西村	猛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村	幸彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河津	誠司	印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月10日

株式会社 滋 賀 銀 行
取 締 役 会 御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 村	猛	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木 村	幸 彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河 津	誠 司	印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社滋賀銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第123期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第123期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

株式会社 滋賀銀行	監査役会		
常勤監査役	藤井	実	印
常勤監査役	水谷	正道	印
社外監査役	西川	甚五郎	印
社外監査役	安原	正	印

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は「地域社会との共存共栄」を柱に、経営の健全性、透明性の確保に努めるとともに、一段と厳しさを増す経営環境に備えて内部留保の充実と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な配当を継続することを基本方針としております。

このような方針のもと、期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき3円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は791,911,686円となります。

なお、中間配当1株につき3円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金	800,000,000円
-------	--------------

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	800,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 田村 茂 氏は辞任されます。また、経営体制の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当行定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	もり たに けい いち 森 谷 圭 一 (昭和31年11月8日生)	昭和55年4月 当行入行 平成17年6月 同 野洲支店長 平成19年6月 同 水口支店長 平成21年6月 同 総務部長(現任)	1,427株
2	いわ さき ひろし 岩 崎 博 (昭和32年4月1日生)	昭和54年4月 当行入行 平成17年6月 同 事務システム部副部長 平成17年7月 同 システム部副部長 平成20年6月 同 システム部長(現任)	23,452株

(注) 取締役候補者全員と当行との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成18年6月27日開催の第119期定時株主総会において選任いただいた補欠監査役 西村 捷三 氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当行の 株式数
にし むら しょう ぞう 西村 捷三 (昭和20年3月3日生)	昭和45年4月 弁護士登録 昭和54年4月 西村法律事務所開業 平成6年4月 当行顧問弁護士(現任)	2,000株

- (注) 1. 西村捷三氏は上記のとおり、平成6年4月より当行の顧問弁護士であります。
2. 西村捷三氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 西村捷三氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての高度な専門知識を当行の監査に反映していただくことを期待したためであります。
- なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約について
- 当行は定款において、社外監査役との間で当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、西村捷三氏が監査役に就任した場合は、当行と同氏との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が、悪意及び重過失なくして銀行に対して会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を負うときは、定款第38条の規定の範囲内である1,000万円又は次の各号の金額の合計額のいずれか高い額をもって、賠償責任の限度額とする。
- その在職中に銀行から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に2を乗じて得た額
- 銀行の新株予約権を引き受けた場合における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任されます 田村 茂 氏に対し、その在任中の労に報いるため、当行における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは取締役会にご一任願いたいと存じます。

同氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たむら しげる 田 村 茂	平成19年6月 当行取締役（現任）

以 上


インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

1. ご留意いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、当行の株主名簿管理人が開設する議決権行使サイト (<http://daiko-sb.gcan.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。
〔インターネットにより議決権を行使されます場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。〕
- (2) インターネットにより議決権を行使された場合は、同封の議決権行使書をご郵送いただく必要はございません。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用は、株主さまのご負担となりますのでご了承ください。
- (4) インターネットによる議決権行使は、株主総会前日（平成22年6月24日（木曜日））午後5時まで可能ですが、議決権行使結果の集計上お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。

2. お手続きの方法

- (1) <http://daiko-sb.gcan.jp> にアクセスしてください。
「QRコード」から議決権行使サイトへのアクセス方法
 バーコード読取機能付き携帯電話で、左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトへ接続してください。なお、操作方法につきましては、各携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)
- (2) 株主さま確認のため、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」をご入力の上、画面の「ログイン」ボタンをクリックしてください。
- (3) 同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」は仮のものであり、株主さま以外の第三者による不正なアクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、株主さまの任意の「新パスワード」に変更していただきます。
「新パスワード」は、本総会の議決権行使期間中、議決権行使サイトへ再度ログインする際に必要となります。再発行はいたしかねますので、ご失念にご注意ください。
- (4) 画面の案内に従って、議決権を行使してください。

3. システム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

(1) インターネットにアクセスできること。

(2) パソコンによるインターネット接続の場合

インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Internet Explorer Ver.5.0以上、またはNetscape Communicator Ver.4.5以上を使用できること。

招集通知の添付ファイルを参照するためのソフトウェアとして、Acrobat Reader Ver.5.0以上を使用できること。

(Internet Explorerはマイクロソフト社、Netscape Communicatorはネットスケープ社、Acrobat Readerはアドビシステムズ社の登録商標または商標です。)

(3) 携帯電話によるインターネット接続の場合

SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

以下のサービスが利用可能であること。

EZweb、iモード、Yahoo!ケータイ

(EZwebはKDDI株式会社、iモードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、Yahoo!は米国Yahoo! Inc.の登録商標または商標です。)

< 機関投資家の皆さまへ >

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以上

(議決権行使サイトのご利用に関するお問合せ先)
株式会社だいこう証券ビジネス 証券代行部 (ITヘルプデスク)
電話 0120 - 911 - 860 (受付時間 : 24時間)

